

事務連絡
令和8年3月23日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部（局）
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童健全育成事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童館担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市地域子育て支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業担当課
各都道府県・指定都市・児童相談所設置市児童相談所主管課
各都道府県・指定都市・児童相談所設置市児童養護施設等主管課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和8年春の全国交通安全運動の実施について

この度、中央交通安全対策会議交通対策本部において、別添のとおり「令和8年春の全国交通安全運動推進要綱」が決定され、これに基づき標記の運動が、令和8年4月6日（月）から令和8年4月15日（水）までの10日間実施されます。特に令和8年4月10日（金）は、「交通事故死ゼロを目指す日」とすることとされました。

今回は全国重点として、

- ① 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底が定められ、また、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、都道府県の交通対策協議会等が地域の重点を定めることができるとされています。

こどもが安全に通行できる道路交通環境を確保するためには、「歩行中のこどもの交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育」、「通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策」、「通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動」、「ゾーン 30 プラスの整備を始めとする生活道路の交通安全対策」等について、家庭及び関係機関等と連携して推進することが重要です。

各地方公共団体におかれましては、次代を担うこどものかけがえのない命を守るため、本運動の趣旨を踏まえて下記の事項に留意の上、各施設・事業所等（以下「施設等」という。）において、家庭及び関係機関等との連携・協力が図られながら、交通安全教育が計画的かつ継続的に行われるよう、本運動を周知していただくとともに、交通安全の取組への支援・指導をよろしくお願いします。

記

1 こどもに対する交通安全教育の推進

(1) 交通安全教育の目標

こどもに対する交通安全教育については、心身の発達段階や地域の実情に依じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

(2) 交通安全指導の心構え

こどもに対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うためには、こどもの特性、年齢、交通の状況等の地域の実情を踏まえ、教育の内容や教材を選択する必要がある。

また、こどもの心身の発達には個人差があり、こどもの道路交通との関係も生活環境によって様々であることから、対象となるこどもの心身の発達段階及び交通安全に関する理解の程度に合わせた目標及び内容を設定する。

(3) 適切な時間数及び教育内容の設定等

こどもには、長時間にわたって集中力を持続させること及び抽象的な言葉による説明を理解させることが困難であるため、短時間で効果的に交通安全教育を実施するよう配慮するとともに、こどもの経験に即した身近な実例を平易な言葉を用いて説明するなど分かりやすい指導を心掛ける。

また、指導事項を数点に絞り、こどもが各事項を十分に理解できるようにした上で、教育効果を高めるため、紙芝居、人形劇、腹話術等の視聴覚に訴える教育手法を取り入れることが望ましい。

(4) 施設等における交通安全教育

施設等においては、家庭及び関係機関等と連携・協力を図りながら、日常の保育活動等のあらゆる場면을捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。

これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

また、児童館及び児童遊園においては、遊びによる育成の一環として、交通安全に関する指導を推進する。

(5) 保護者との連携による交通安全教育

こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育を実践する。

また、保護者自身が交通ルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通園の保護者には、交通安全についてこどもが通園時に確認できる機会を設けてもらうことなど、こどもが家庭で交通ルールを学ぶ機会を確保するよう依頼すること。

2 安全な道路交通環境づくりの促進

(1) 安全に園外活動を行うための取組

園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、こどもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。

安全点検を実施していない経路がある場合は、施設等において確実に安全点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所（例：見通しが悪い場所、交通量の多い交差点等）については、経路の見直し等の対策を講じ、職員間で情報を共有する。

なお、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業では、保育体制強化事業として、いわゆる「キッズ・ガード」による児童の園外活動時の見守り等に対する経費補助を行っているので、活用について検討すること。

(2) キッズ・ゾーンの設置

各地方公共団体は、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準ずる取組として創設したキッズ・ゾーンについて、地域の実情に合わせ、対象の保育所等、道路管理者及び警察と連携して設定を検討すること。

【問合せ先】

- **事務連絡全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）及び地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
[Tel:03-6858-0058](tel:03-6858-0058)
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
- **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、児童館及び児童遊園に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
[Tel:03-6861-0303](tel:03-6861-0303)
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
[Tel:03-6861-0224](tel:03-6861-0224)
- **地域子育て支援拠点事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
[Tel:03-6861-0519](tel:03-6861-0519)
- **児童相談所に関すること**
こども家庭庁支援局虐待防止対策課児童相談第一係
[Tel:03-6859-0107](tel:03-6859-0107)
- **児童養護施設等に関すること**
こども家庭庁支援局家庭福祉課企画第一係
[Tel:03-6859-0713](tel:03-6859-0713)
- **障害児通所支援事業及び障害児入所支援に関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課企画法令係
[Tel:03-6861-0062](tel:03-6861-0062)